

排水設備工事に係る取扱要綱

平成 21 年 3 月 1 日発行

加除（さしかえ）表

追録第 6 号

手順 種別	ぬきとるページ	枚数	追録から加える ページ	枚数	加えるところ
総目次					
第 1 部					
第 2 部	28 から 29 まで	1	28 から 29 まで	1	P 27 の次へ
	32 から 33 まで	1	32 から 33 まで	1	P 31 の次へ
第 3 部	62 から 63 まで	1	62 から 63 まで	1	P 61 の次へ
	66 から 67 まで	1	66 から 67 まで	1	P 65 の次へ
	72	1	72 から 72-1 まで	1	6 中見出しの次へ
	78-3	1	78-3	1	P 78-2 の次へ
第 4 部					
第 5 部	80 から 82 まで	2	80 から 82 まで	2	第 5 部中見出し次へ
	97	1	97 から 98 まで	1	P 96 の次へ
参考資料					

これで加除（さしかえ）が終わりましたので、「追録加除整理一覧表」に追録号数等を記入してください。

第2部

1. 調査

(1) 事前調査

- ① 現場調査に先がけて、事前に処理区域、排水区域、下水の排除方式、公共汚水枡の設置箇所、その他排水設備工事に係る必要事項を各関係課に確認をすること。
- ② 公共汚水枡がない場合や、除害施設等の場合は、担当係と打合わせをし必要な手続きをとること。

(2) 現地調査

- ① 現地調査は、建物の平面、公道、私道、隣地境界、公共下水道管および汚水枡、その他在来の排水設備等をスケッチし、施設の設置予定位置における距離、地盤高、公共下水道管および汚水枡などの深さを記入すること。
- ② 現地調査時に接続する公共汚水枡等につまりや破損等があった場合は、下水道維持係と協議すること。
- ③ 家屋の増改築などの将来計画を考慮して後日布設替の生じないように設置者と十分打合せをすること。
- ④ 他人の土地及び既存の排水設備を利用しようとする場合または水洗便所の設置者がその建物の所有者でない場合は、あらかじめ利害関係人の同意を得るよう設置者に連絡し、後日紛争の起きないように留意すること。
- ⑤ 大量の下水または悪質な汚水を排除されるおそれがある時は、あらかじめ下水道課、および終末処理場に申し出、その指示を受けること。
- ⑥ 衛生器具の選定やトイレの改造等については、設置者と十分打合せをすること。
- ⑦ 道路占用および使用を必要とする場合は、設置者に道路占用および使用許可申請の事務手続の期間が必要であること、および舗装道路を破壊し工事をする場合で、復旧費が設置者の負担になる時は、あらかじめ了解を得ること。

2. 設計図書

設計図書の作成については、次の取扱を標準とし、第3部の取扱に従い作成すること。

なお、排水設備の製図は、設計における技術的表現であり、工事の施工、および工事費積算の基礎であると同時に、将来の維持管理のための必須の資料であることから統一的な方法により明瞭、正確、容易に理解できるものとする。

(1) 附近見取図

一街区程度の範囲に申請地の位置（町・丁など）道路および隣地家屋の屋号または氏名，方位，めぼしい目標などを記入し，申請地を赤線で示す。

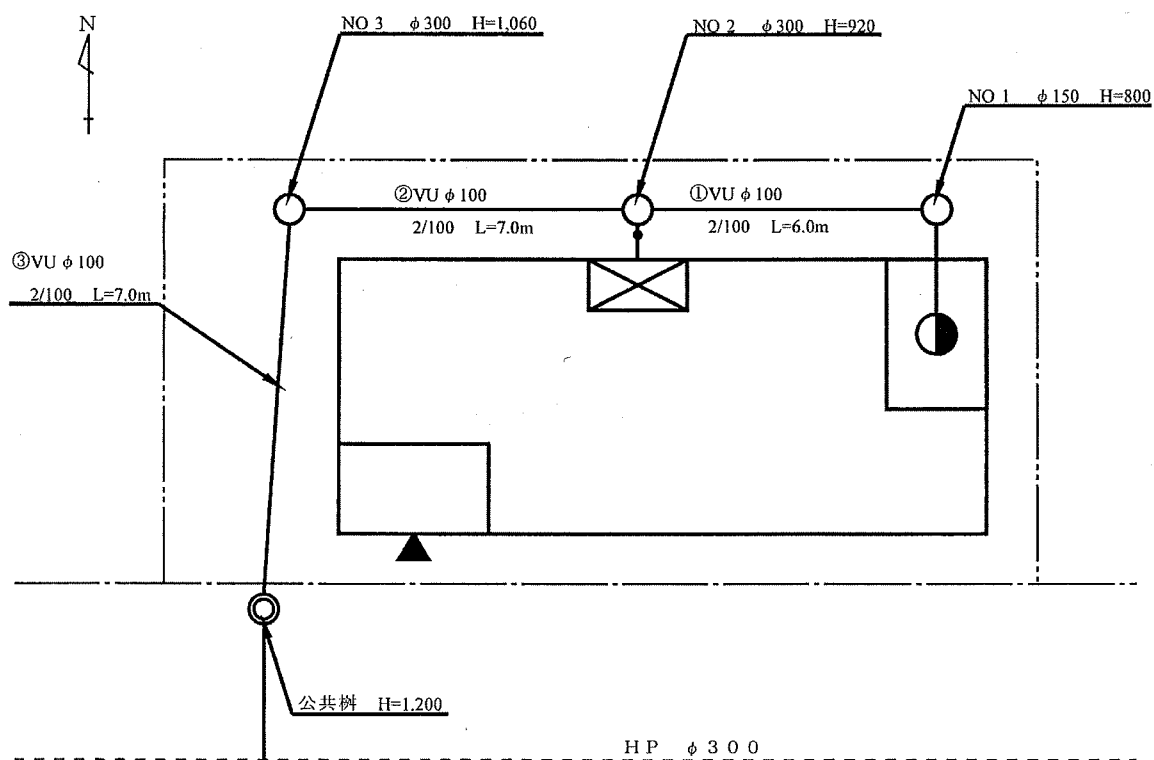
縮尺はおおむね1500分の1以上とする。

(2) 平面図

縮尺は100分の1を標準とするが，これによりがたい時は300分の1までの範囲とし，表-1の凡例に従って図-1の要領で，次の事項を表示する。

- ① 道路，建物（台所，浴室，洗たく場，便所，洗面所，玄関，その他必要な排水箇所，および既設の排水設備，給水栓の位置等）および公共汚水樹と本管の位置，管径，管種など。
- ② 隣地との境界，へい，庭（配管経路に関係ある庭木，池，築山等）路地，附属建物（物置，車庫等）既設の排水設備など。
- ③ 縮尺，方位，排水管の材質，管径，延長，勾配，樹の大きさ，深さ，樹番号など。
- ④ 衛生器具，トラップの種類と位置など。

図-1 平面図



(注) 2階以上からの排水があるときは，各階の平面図を必要とする。

【取扱六】

(5) 詳細図

縮尺10分の1，または20分の1とし，平面図，側面図および断面図に寸法等を明確に記入し，特殊なものについては仕様を添付する。

(6) 見積書

見積書には，次の事項を記入しなければならない。

- ① 申請者名，施工業者名，見積年月日，見積内訳書
- ② 種別，数量，単位，単価，金額および摘要欄に必要事項
- ③ 資材の規格，形状，寸法（できるだけ詳細に記入）

3. 排水管

(1) 屋外排水管

建物外壁面から外方へ1m前後の地点（第1接続桝）よりはじまり，排水管，公共下水道への流入点までの配管部分をいう。

① 管径，勾配の決定について

ア 汚水等を支障なく排除するのに必要な管径は断面と勾配によって決定されるが，排水設備の場合，排水人口が少なく，排水面積が小さいことから，公共下水道計画に基づき作成した表-2を参考とし決定すること。

表-2 管径および勾配

汚水管の管径および勾配（参考）

排水人口（人）	管径（mm）	勾配
150未満	100	100分の2以上100分の10未満
150以上 300未満	125	100分の1.7以上100分の8未満
300以上 500未満	150	100分の1.5以上100分の6.5未満
500以上 1000未満	200	100分の1.2以上100分の4.5未満

雨水管等の管径および勾配（参考）

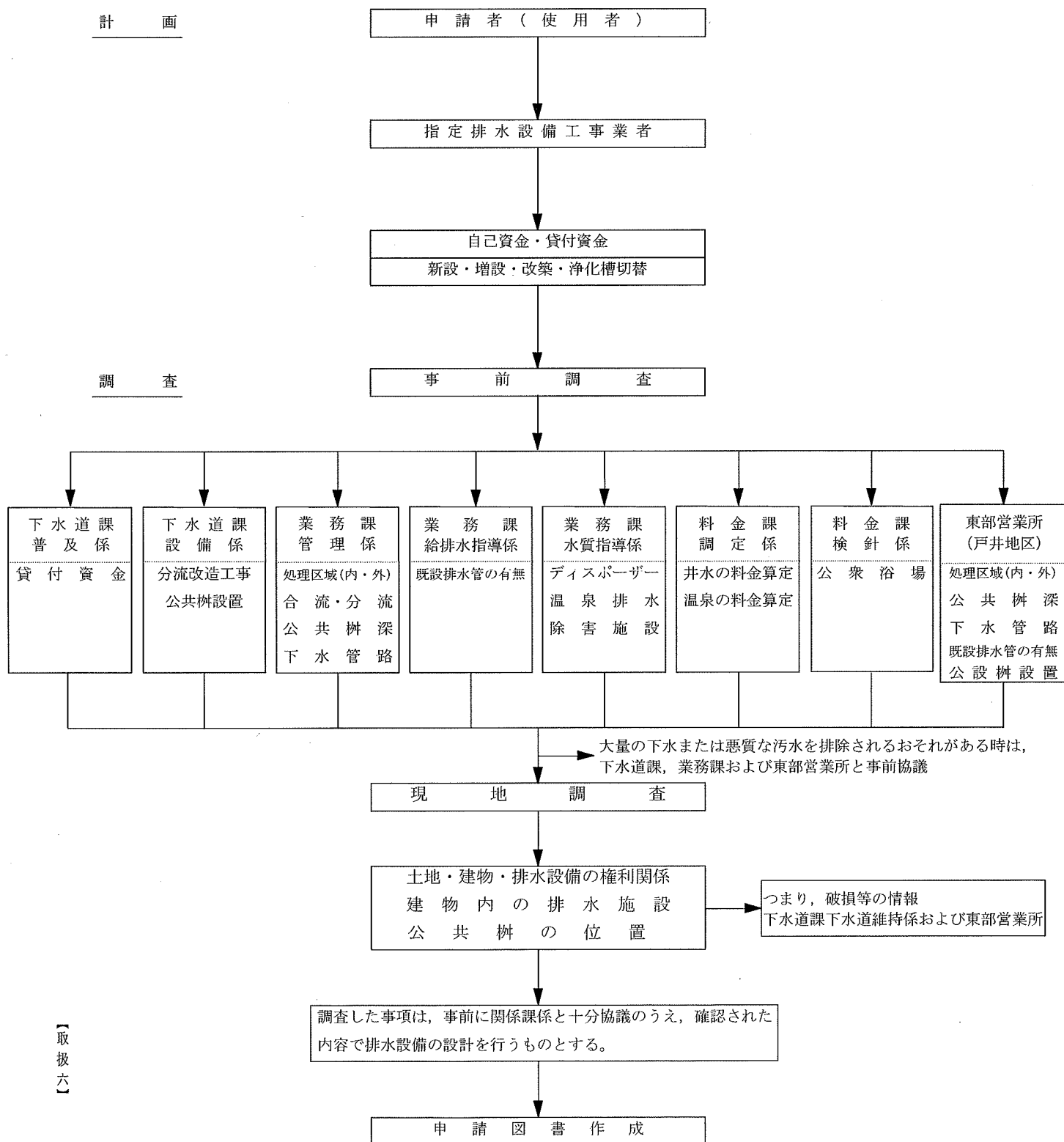
排水面積（㎡）	管径（mm）	勾配
200未満	100	100分の2以上100分の10未満
200以上 400未満	125	100分の1.7以上100分の8未満
400以上 600未満	150	100分の1.5以上100分の6.5未満
600以上 1500未満	200	100分の1.2以上100分の4.5未満
1500以上 2500未満	250	100分の1以上100分の3.4未満

※ ただし，一つの建築物から排除される下水の一部を，排除する排水管で管路延長が3m以下のものの内径は75mm（勾配3/100以上）とすることができる。

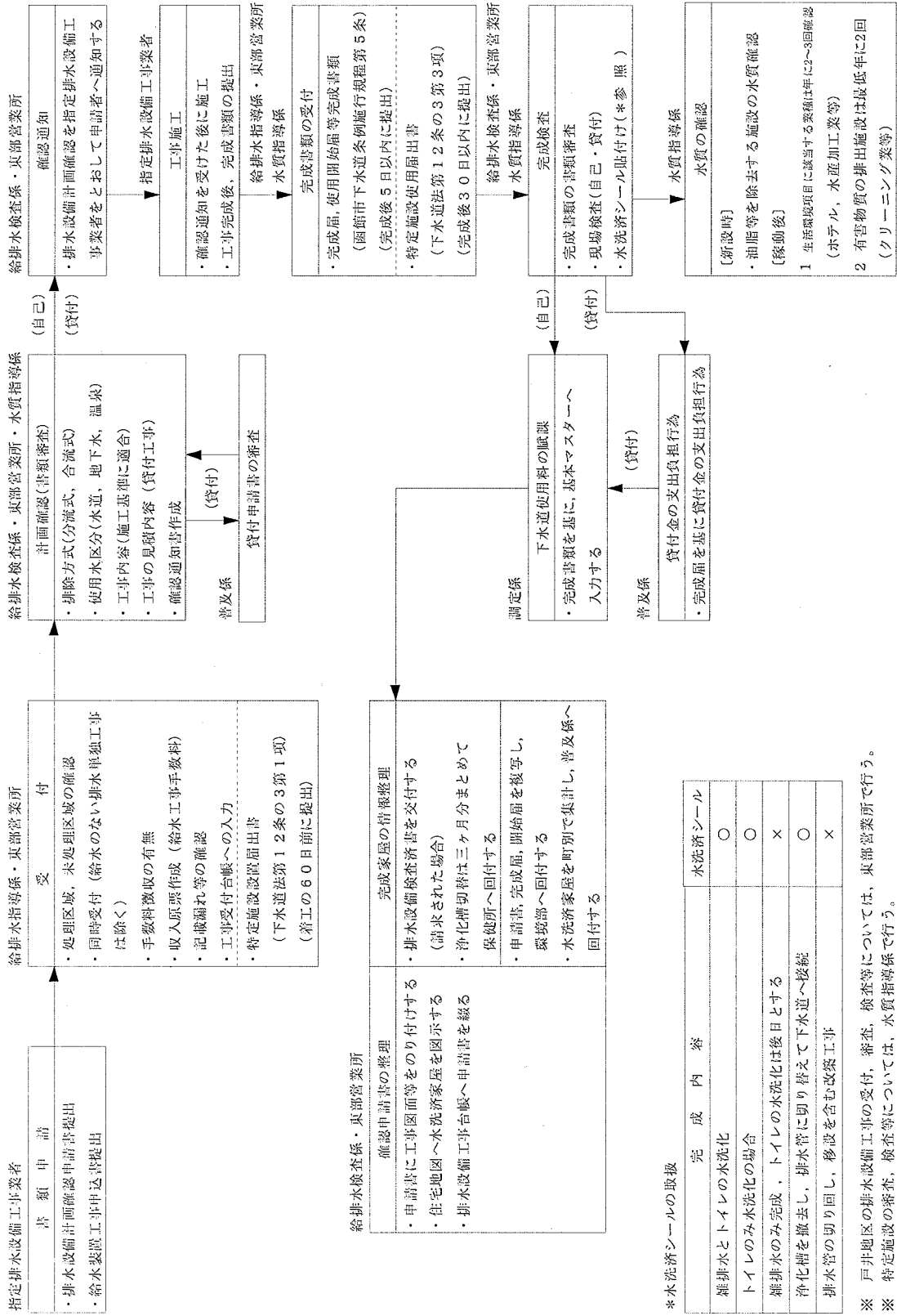
第 3 部

1 . 手続業務のフロー

(1) 排水設備工事の計画・調査に係る基本フロー



(2) 排水設備工事の業務処理基本フロー



*水洗済シールの取扱

完 成 内 容	水洗済シール
雑排水とトイレの水洗化	○
トイレのみ水洗化の場合	○
雑排水のみ完成、トイレの水洗化は後日とする	×
浄化槽を撤去し、排水管に切り替えて下水道へ接続	○
排水管の切り直し、移設を含む改築工事	×

※ 戸井地区の排水設備工事の受付、審査、検査等については、東部営業所で行う。
 ※ 特定施設の審査、検査等については、水質指導係で行う。

- ア 家屋内の管の勾配，水平曲げ角度。
- イ 集合配管部の開口部および保守点検に必要なスペース。
- ウ 露出配管に伴う凍結防止対策。

⑧ 貸ビル等の排水設備の申請

貸ビル等は，テナントごとに申請し，除害施設の必要なものもあるので，事前に協議すること。

(4) 確認通知書の交付

自己資金は，申請書の決裁終了後，申請者へ確認通知書を交付する。

貸付資金は，申請書の決裁終了後，下水道課普及係へ回付し，貸付審査が終了後，確認通知書を申請者に交付する。

(5) 工事の取り止めについて

排水設備工事を申請後に取り止める場合は，別紙15により「取り止め届」を給排水検査係または東部営業所に提出すること。

3. 排水設備工事の完成書類の手続

(1) 完成書類の提出

- ① 排水設備工事完成届出書等は，工事完成后5日以内に提出しなければならない。
- ② 排水設備工事完成届出書等を提出するときは，給水装置工事検査申請書を同時に提出すること。
- ③ 立会検査の申請は，業務課または東部営業所の「給排水立会検査予定台帳」に必要事項を記入すること。

(2) 完成届提出に必要な図書

① 自己資金工事の場合

- ア 排水設備工事完成届書 (別紙 7)
- イ 公共下水道使用開始届書 (別紙 8)
- ウ 排水設備工事材料表 (別紙 2)
- エ 工事図面 (平面図および立体図) (別紙 4)
- オ 排水設備工事検査表 (別紙 9)
- カ 水洗便所改造工事写真 (別紙10-1, 10-2)

② 貸付資金工事の場合

- ア 排水設備工事完成届書 (別紙 7)
- イ 公共下水道使用開始届書 (別紙 8)
- ウ 排水設備工事設計書 (別紙 3)
- エ 工事図面 (平面図および立体図) (別紙 4)
- オ 排水設備工事検査表 (別紙 9)
- カ 水洗便所改造工事写真 (別紙10-1, 10-2)
- キ 委任状 (別紙11)
- ク 借用書 (別紙12)
- ケ 印鑑登録証明書 (申請者，保証人)

(3) 完成書類の作成

① 排水設備工事完成届書

- ア 完成届出書の作成にあたっては、別紙7を参考にすること。
- イ 工事完成年月日は、工事および書類の作成までの全てが完了した日とすること。

② 公共下水道使用開始届書

- ア 開始届書の作成にあたっては、別紙8を参考にすること。
届の日付は、書類の提出日を記入すること。
- イ 使用開始年月日については、排水設備を公共桝に接続し、公共下水道を使用した日とする。
ただし、新築家屋や店舗などは、入居日や営業開始日を開始年月日として届出ること。

③ 排水設備工事材料表（自己資金工事）

- ア 材料表の作成にあたっては、別紙2を参考にすること。
- イ 材料の数量は、実際に使用した数量を記入すること。
- ウ 施工業者、設計者の押印をすること。

④ 排水設備工事設計書（貸付資金工事）

- ア 設計書の作成にあたっては、別紙3を参考にすること。
- イ 工事完成后、見積金額と精算金額が同額であって、現場検査において変更が確認された場合は、設計書と図面の差し替えをすること。
- ウ 施工業者、設計者の押印をすること。

⑤ 工事図面（平面図および立体図）

- ア 工事図面の作成にあたっては、別紙4を参考にすること。
- イ 工事に変更になった箇所は、書き直し差替えすること。
- ウ ルーフドレーンなどの雨水排水の配管を図面に明示すること。
- エ 2階以上の建物は、各階の平面図と大便器立体図を記入すること。
- オ 雨水系統と汚水系統が入り組んでいる場合は、系統別に色別すること。
- カ 桝径、桝深および桝間勾配を記入すること。
- キ 既設管を使用する場合は、既設管の桝深、桝間距離、勾配を記入すること。
- ク 施工業者、設計者の押印をすること。

⑥ 排水設備工事検査表

- ア 検査表の作成にあたっては、別紙9を参考にすること。
- イ 検査は、完成書類の提出日までに工事施工業者が行うこと。
- ウ 分流地区の現場検査では、誤接続を防止するため無落雪排水等（R. D. 等）の排水先を確認すること。

⑦ 水洗便所改造工事写真

- ア 工事写真の提出にあたっては、別紙10-1、10-2の用紙に貼り付けて提出すること。

6. 公共樹設置の取扱

(1) 目的

排水設備工事を施工しようとする敷地に公共樹がなく、排水設備を接続することができない場合、公共樹設置要件に該当するときは、新たに公共樹を管理者が設置する。

(2) 公共樹設置の要件

① 公共汚水樹を設置する場合

ア 公共下水道本管新設工事の際に、公共樹が設置されていない場合。

イ 土地の売買等による土地分筆のため、公共樹が必要とされる場合。

ウ 他人の土地を利用しなければ既設公共樹に接続できない場合。

エ 建物の新築、増改築等により、既設公共樹の深さが不足する場合。

オ 宅地内に容易に移動または解体、復旧することが困難な構築物があり、排水設備を迂回しなければ既設公共樹に接続できず、管勾配を最大限考慮しても技術的に既設公共樹の利用が困難な場合。

ただし、開発行為、区画整理箇所を除く。

カ その他、管理者が必要と認める場合。

② 公共雨水樹を新設する場合

ア 分流式区域の公共雨水管が整備されている場所で、公道および私道の路面排水を排除する場合を除き、敷地内の雨水（雨どい、無落雪、池等）を排除するために排水設備を設ける場合。ただし、取付管口径は、150mmを標準とし、樹は一宅地一基を原則とする。また、この規模を超える排水施設能力を必要とする場合は、別途協議すること。

イ その他、管理者が必要と認める場合。

(3) 公共樹設置申請の手続き

① 公共樹設置を申請する場合は、設置要件、位置、深さ、流入管径、設置希望時期について事前協議すること。

② 事前協議で申請が認められた場合は、公共樹設置申請書に排水設備計画確認申請書、排水設備工事図面の写しおよび付近見取図、また必要な場合には土地使用承諾書を添付し提出すること。

③ 公共樹設置工事は、工事発注事務、道路管理者との協議、占用手続きのため、2ヶ月程度の期間を必要とすることから、速やかに公共樹設置申請書を提出すること。

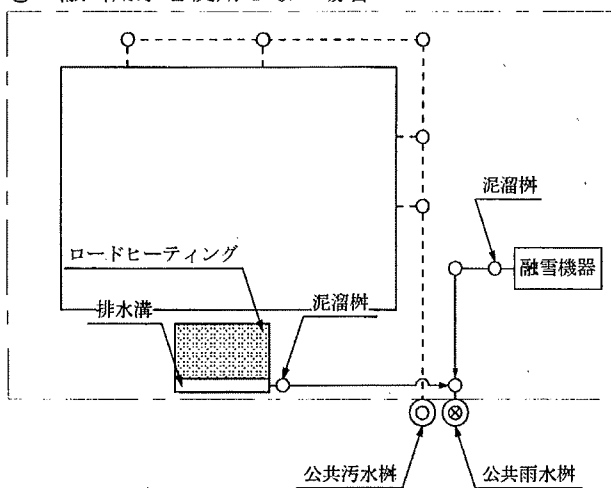
④ 公共樹設置の事前協議および公共樹設置申請は、本局管内については事業部下水道課設備係、東部営業所管内（戸井地区）については東部営業所または事業部下水道課設備係で受け付ける。

(4) 西部地区の私有地内への公共樹設置工事

- ① 土地所有者の承諾が得られ、管理者が必要と認めた場合は、石積みおよび現場打ちコンクリート側溝に限り、側溝を横断し私有地内に管理者が公共樹を設置する。
- ② 既設公共樹から側溝を横断して私有地内に設置するため、土地使用承諾書を公共樹設置申請書に添付して提出すること。
- ③ 申請手続きは、(3)の公共樹設置申請の手続きによる。

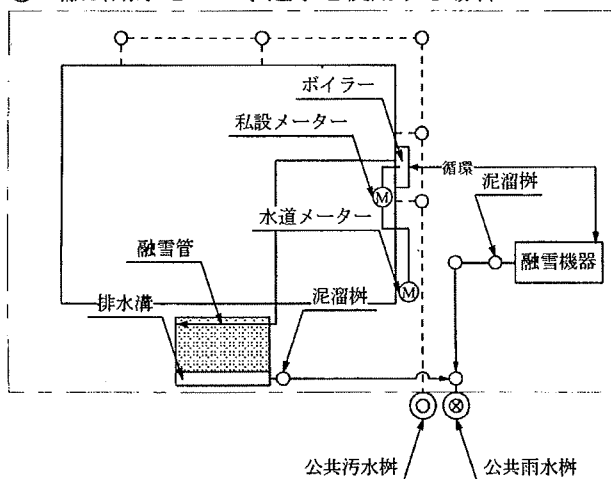
分流式下水道の場合

① 融雪用水を使用しない場合



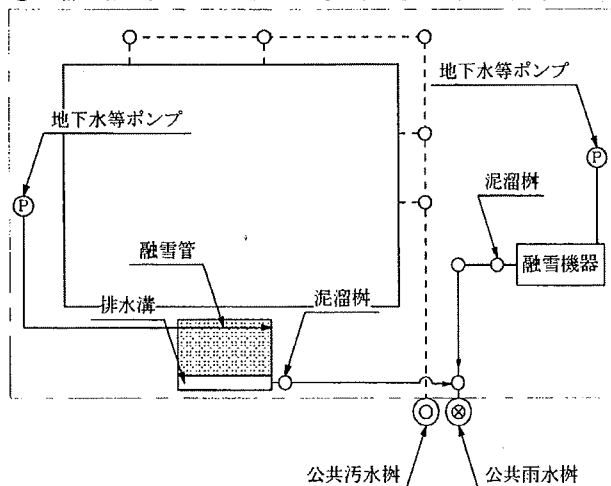
- 融雪用水を使用しない融雪機器により発生した融雪下水は、公共雨水樹などの雨水排水施設へ接続し排除すること。
- ロードヒーティングにより発生した融雪下水は、排水溝等で集水して公共雨水樹などの雨水排水施設へ適正に排除し、道路上または敷地外へ流出し、他に支障を来さない構造とすること。
- 融雪用水を使用しない融雪機器により発生した融雪下水は、下水道使用料を賦課しない。
- 公共雨水樹などの雨水排水施設に泥溜がない場合は、適正な位置に泥溜樹を設置しなければならない。

② 融雪用水として水道水を使用する場合



- 融雪用水（水道水）を使用する融雪機器により発生した融雪下水は、公共雨水樹などの雨水排水施設へ接続し排除すること。
- 融雪管等により発生した融雪下水は、排水溝等で集水して公共雨水樹などの雨水排水施設へ適正に排除し、道路上等へ流出し他に支障を来さない構造とすること。
- 融雪用水（水道水）は私設メーター設置等により計量できる場合は、下水道使用料を賦課しない。
- 公共雨水樹などの雨水排水施設に泥溜がない場合は、適正な位置に泥溜樹を設置しなければならない。

③ 融雪用水として水道水以外を使用する場合



- 融雪用水（水道水以外）を使用する融雪機器により発生した融雪下水は、公共雨水樹などの雨水排水施設へ接続し排除すること。
- 融雪管等により発生した融雪下水は、排水溝等で集水して公共雨水樹などの雨水排水施設へ適正に排除し、道路上等へ流出し他に支障を来さない構造とすること。
- 融雪用水（水道水以外）は、下水道使用料を賦課しない。
- 公共雨水樹などの雨水排水施設に泥溜がない場合は、適正な位置に泥溜樹を設置しなければならない。

第5部 申請書等の様式と記入例

別紙 1	排水設備計画確認申請書	8 1
別紙 2	排水設備工事材料表（自己資金工事）	8 2
別紙 3	排水設備工事設計書（貸付資金工事）	8 3
別紙 4	排水設備工事図面	8 4
別紙 5	排水設備計画確認通知書	8 5
別紙 6	水洗便所改造等資金 排水設備設置資金 貸付申請書	8 6
別紙 7	排水設備工事完成届書	8 7
別紙 8	公共下水道使用開始（休止・廃止・再開）届書	8 8
別紙 9	排水設備工事検査表	8 9
別紙 10-1	工事写真（1）	9 0
別紙 10-2	工事写真（2）	9 1
別紙 11	委任状	9 2
別紙 12	水洗便所改造等資金 排水設備設置資金 借用書	9 3
別紙 13	貸付資金検査回付一覧表	9 4
別紙 14	排水設備検査済書	9 5
別紙 15	取り止め届	9 6
別紙 16	公設柵設置申請書	9 7
別紙 17	閲覧申込書	9 8

排水設備計画確認申請書

排水設備確認申請書は、丁寧に記入すること。(申請書および完成書類(工事設計書、図面、検査表)は排水台帳として保管されます。)

排水設備計画確認申請書

函館市公営企業営業課水道局長 様

申請者 住所 氏名 印

① 年 月 日

次のとおり排水設備の計画の確認を受けたので申請します。

工事の施行場所	函館市 町	丁目 (所在地) 番	丁番 号	分 号
工事の種類	新設	増設	改築	
排水設備の使用者	住 (所在地) 氏 (名称)	所 (所在地) 氏 (名称)	所 (所在地) 氏 (名称)	号 番
工事施行業者	住 (所在地) 氏 (名称)	所 (所在地) 氏 (名称)	所 (所在地) 氏 (名称)	号 番
工事着手予定年月日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
工事完成予定年月日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日

(注) 他人の土地もしくは家屋または他人の設置した排水設備を使用する時は、その同意書(ただし、所有者の同意を得ることが著しく困難であると認められるときは、管理者が必要と認められる事項を記載した書面)を添付してください。

(保 険 指 導 係)

課 長	係 長	係 長	課 長	課 長

確認申請を業務の経路、その計画が適正と認められるので確認通知書を交付したい。

区 分	水産工事	自己資金	世帯	周辺見取図 S=1/ N 4
	機排水工事	貸付資金	基	
処 理 区	水道使用、非水道使用、水道、井戸水使用	自家・貸家・借舎	次 (合流・分流) [分岐改造]	地租賦付
	アパート・官公庁() 浄化槽切替 その他()			
施 工 年 月 日	認 定 日	平 成 年 月 日	日	⑨
竣 工 年 月 日	平 成 年 月 日	日	日	
竣 工 見 積 額	円	円	円	
工 料 費 額	円	円	円	
備考				

利害関係人の同意書

私の所有する物件に申請者が排水設備工事を行うまたは接続することに同意します。

土 地 建 物	住 所	排 水 設 備	住 所
	氏 名	印	氏 名
	住 所	排 水 設 備	住 所
	氏 名	印	氏 名

完成検査の結果、合格と認められるので排水設備検査済書を交付したい。

(完 成 検 査 係)

課 長	係 長	係 長	課 長

(使 用 料 理 課 入 力)

課 長	係 長	係 長	入 力

- ① 提出月日を記入すること。
- ② 排水設備の工事箇所を○で囲むこと。
(施行箇所)
- ③ 排水設備工事の種別を○で囲むこと。
- ④ 住所は実際に使用する者の住所、氏名は実際に使用する者の氏名または名称(〇〇アパート、〇〇(株)等)申請者の住所は、申請時に居住している住所とする。
- ⑤ 工事着手予定日は①の日付以降とすること。
- ⑥ 完成予定日を記入すること。
- ⑦ 適切な箇所を○で囲むこと。
世帯数、基数は必ず記入すること。
- ⑧ 記入しないこと。
- ⑨ 住宅地図を使用すること。
施行場所に印をつけること。
- ⑩ 見積額を記入すること。
- ⑪ 他人の土地もしくは家屋または他人の設置した排水設備を使用する時は、この欄に記入押印することが著しく困難であるとの同意を得る時は、管理者が必要と認められる事項を記入した書面を添付すること。

⑫ 無落雪住宅の場合は、備考欄に無落雪と記入すること。

なお、排水設備確認通知書は申請書と同様にすること。また、申請書については二ツ折にしないこと。

公共柵設置申請書

平成 年 月 日

函館市水道局事業部長 様

申請者 住所
氏名

印

次のとおり公共柵を設置願いたいので申請します。

施行場所	函館市 町 丁目 番号
設置理由	
施行希望年月日	平成 年 月 日まで
排水設備業者	
付近見取図	別紙のとおり

備考

閲 覧 申 込 書

平成 年 月 日

請求者	氏 名				電 話			
	会 社 名	(法人・個人)						
	住 所							
給水装置および排水設備台帳	設 置 場 所	函館市	町	丁目	番地	号		
	利 用 目 的	<input type="checkbox"/> 新設・改造・撤去・仮設工事給水等申請調査 <input type="checkbox"/> 既設配水管及び給水管の配管状況調査 <input type="checkbox"/> 新設・改造工事等排水設備申請調査 (個人) <input type="checkbox"/> 既設排水管の布設状況調査 <input type="checkbox"/> 既設下水道本管の布設状況調査 (公共下水道管) <input type="checkbox"/> その他 <p style="text-align: center;">※ 利用目的の□に✓を記入すること。</p>						
	閲 覧 項 目	<input type="checkbox"/> 給水装置 (個人) <input type="checkbox"/> 給水管 <input type="checkbox"/> 配水管 <input type="checkbox"/> 排水設備 (個人) <input type="checkbox"/> 下水道本管 (公共下水道管) <p style="text-align: center;">※ 閲覧する項目の□に✓を記入すること。</p>						
複写申込	複 写 申 込	有 り 無 し (どちらかに○)						
	複 写 資 料	<input type="checkbox"/> 管路図 枚数 枚 <input type="checkbox"/> 給水装置 (個人竣工図) 枚数 枚 <input type="checkbox"/> 排水設備 (個人竣工図) 枚数 枚 <input type="checkbox"/> その他 枚数 枚 <hr/> <input type="checkbox"/> 下水道本管 (公共下水道管) 枚数 枚 <input type="checkbox"/> その他 (分流改造工事図面等) 枚数 枚 <p style="text-align: center;">※ 必要とする複写資料の□に✓を記入すること。</p>						

閲覧に関しては、下記の留意事項を遵守し、窓口担当者の指示に従ってください。

- 1 利用目的を確認できる資料（工事契約書の写し、見積依頼書等）の提示を求める場合があります。
- 2 閲覧において得た個人の情報（特定の個人が識別できる住所及び氏名などのほか、家屋の間取り、利害関係事項等）は、個人のプライバシーの保護並びに基本的人権を侵害することのないよう、十分な配慮をして下さい。
- 3 閲覧により知り得た事項は、使用目的以外には絶対に使用しないこと。また、閲覧等に基づいて作成した書面等は、他に漏れることのないよう管理し、給水装置申込書等の目的達成後においては、不必要となった書面は焼却等の方法により速やかに廃棄して下さい。

水道局確認欄
担当職員 印

水道局確認欄
担当職員 印

取
扱
済